

## 第7章

# 教育分野の認知行動療法

[編集担当：石川信一・小野昌彦]

教育は、人が成長していく過程において、その基礎を築き上げていくことに貢献する取組みにほかならない。本章の扱う範囲には幼児教育から高等教育までが含まれる。各学校などに在籍する幼児、児童、生徒、学生の発達段階は大きく異なる。そのため、教育分野における効果的な実践には、各発達段階や各種学校などにおける基礎的知識が求められる。加えて、当該学年の情報のみならず、支援の対象となるクライアントが以前のような支援や配慮を受けてきたのか、そして、将来の進路における支援や配慮にはどのようなものがありえるのか、といった長期的な展望が求められる。

教育分野においては扱うべき問題も多岐にわたっている。不登校やいじめなど生徒指導・教育相談の中で取り扱われることが多い問題に加えて、それらと密接に関連する心理的問題や発達の問題についても見すごすことはできない。不安や抑うつ、怒り・攻撃の問題を示すクライアントは数多く見られる上、自傷行為や心身症などの問題への対処を求められることも少なくない。また、支援者についての多様性も考慮しなければならない。学齢期では学級担任が児童生徒と関わる機会が最も多いが、子どもが進級、進学するにつれて、さらに数多くの教職員が関わることになる。いずれの学年においても、管理職、学年主任などの支援や、特別支援コーディネーター、養護教諭などさまざまな専門性を有する教職員の協力が必要不可欠となるだろう。さらに、教育分野における学校内外の連携のみならず、保健医療分野、発達障害支援分野、福祉分野、ならびに司法分野における専門家、および専門機関との綿密な連携が必要となることも少なくない。

加えて、幼児、児童、生徒、学生の一人ひとりのリスク状態も多様である。義務教育期間であれば、教育機関は事実上すべての児童生徒に関わりをもつことができる。高等学校やその他の高等教育機関への進学率を考えれば、その期間は事実上さらに伸びることになるかもしれない。そのため、抱えている問題や弱みだけでなく、子ども一人ひとりの強みにも焦点をあてた丁寧なアセスメントとケースフォーミュレーションが求められる。一方で、ある時点で既に問題を抱えている子どもだけでなく、将来問題を抱える可能性がある対象者に対して予防・開発的に関わりができるのは、教育分野固有の特長である。問題が起こってしまう前に提供できる知識、技術、資源を有する認知行動療法は、教育分野での展開において大きな可能性を有しているといえる。教育分野の認知行動療法においては、個人や集団の発達を視野に入れた縦断的展開と、学際的協同を目指した横断的展開が求められている。

[石川信一]